

< 航空交通管理センター・航空交通管制部への事前照会方法 >

飛行させる空域を管轄する機関を必ず事前にご確認いただき、該当する機関宛てにメールにて事前調整を行ってください。

事前調整メール内容例

〇〇管制部 無人航空機照会窓口 宛

以下の内容で事前調整よろしくお願ひします。

[1] 名前、電話番号

[2] DIPS の MAP を添付しております。(MAP を添付)

[3] 飛行させる空域での最高海拔高度は〇〇〇メートルです。

【※注意点】

- 管制機関への事前調整は飛行許可申請とは異なります。 事前調整結果をもとに、DIPS 申請による飛行許可手続きを行ってください。
(申請書「〇〇空域を管轄する関係機関」欄に、調整結果を記載してください。)
- 事前調整の結果回答までに1週間前後、所要の調整に時間を要しますのでご留意ください。
- 飛行範囲があまりにも広範囲に渡る場合、調整が出来ない場合があります。
- 各管制機関の管轄する飛行空域のみ事前調整を行っております。飛行範囲を複数のエリアに跨る場合は、必要な管制機関と各々事前調整を行ったうえで、申請書の提出官署あて、飛行申請をご提出ください。
- 飛行許可申請手続き全般に関するご質問は、「無人航空機ヘルプデスク」宛てお問い合わせください。

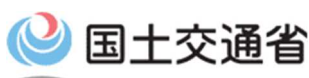


(<https://www.dips.mlit.go.jp/>)



DIPS 申請の手引き

(<https://www.mlit.go.jp/common/001385300.pdf>)



無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール

(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)



DIPS申請における注意点(申請書作成)①

メニューへ

申請書情報管理 / 申請書作成 (1/4) 飛行概要入力

飛行の概要 (飛行の目的、理由、期間等) を正しく入力して下さい。

1. 飛行の目的はなんですか? (複数選択可)

(1) 業務

<input type="checkbox"/> 空撮	<input type="checkbox"/> 報道取材	<input type="checkbox"/> 整備	<input type="checkbox"/> 農林水産業
<input type="checkbox"/> 測量	<input type="checkbox"/> 環境調査	<input type="checkbox"/> 設備メンテナンス	<input type="checkbox"/> インフラ点検・保守
<input type="checkbox"/> 資材管理	<input type="checkbox"/> 輸送・宅配	<input type="checkbox"/> 自然観測	<input type="checkbox"/> 事故・災害対応等
<input type="checkbox"/> その他 (選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。)			

(2) 業務以外

<input type="checkbox"/> 趣味
<input type="checkbox"/> その他 (選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。)

2. 飛行許可が必要な理由を次から選択して下さい。(複数選択可)

(1) 禁止されている次の空域を飛行するため

<input type="checkbox"/> ①人・家屋の密集地域の上空	飛行理由
	飛行理由を選択して下さい。
<input type="checkbox"/> ②地表・水面から150m以上の高さの空域	飛行理由
	飛行理由を選択して下さい。
<input type="checkbox"/> ③空港周辺	飛行理由
	飛行理由を選択して下さい。

空港等名称

2. (1) で②または③を選択している、若しくは3. (2) で②を選択している場合は、飛行する最大高度を入力して下さい。

地表等高度		m
海拔		m

■ 申請書作成(1/4) 飛行概要入力画面

◆ 実際に行う『飛行目的』のみチェックを入れてください。

◆ 『(1)業務』と『(2)業務以外』について、両方の飛行を行う場合は別々の申請書を作成し申請してください。

※ 『(1)業務』と『(2)業務以外』を1つの申請書で申請することはできません。

※ 「飛行訓練のための申請」を実施する場合は、《その他》にチェックを入れ、『飛行訓練のため』と記載してください。

§ 「飛行訓練のための申請」は、業務:「空撮」や「趣味」等と同時に申請することはできません。
飛行目的が『飛行訓練』のみの申請書を作成する必要があります。

◆ 『飛行理由』については《飛行目的と同じ》を選択してください。

◆ 「150m以上の高さの空域」及び「空港周辺」の申請をする場合は、飛行範囲を管轄する空港事務所へも別に申請が必要です。

◆ 「150m以上の高さの空域」及び「空港周辺」の申請をする場合は、地表高度・海拔高度を記載してください。

※ 『海拔高度 = 地表等からの高度 + 地盤高』です。
「150m以上の高さの空域」及び「空港周辺」の申請を外した場合、飛行高度は《150m未満》に固定されます。

3. (1) で①または③を選択している場合は、関係機関との調整結果を入力してください。

空港設置管理者等	調整機関名	調整結果
空域を管轄する関係機関	調整機関名	調整結果

(2) 禁止されている次の方法で飛行する

<input type="checkbox"/> ①人・物件から30m未満の距離	飛行理由を選択して下さい。
<input type="checkbox"/> ②僅し物上空の飛行	飛行理由 飛行理由を選択して下さい。 機名 主催者等名 調整結果
<input type="checkbox"/> ③夜間の飛行	飛行理由 飛行理由を選択して下さい。
<input type="checkbox"/> ④目視外での飛行	飛行理由 飛行理由を選択して下さい。
<input type="checkbox"/> ⑤危険物の輸送	飛行理由 飛行理由を選択して下さい。
<input type="checkbox"/> ⑥物件投下	飛行理由 飛行理由を選択して下さい。

《空域を管轄する関係機関》へ事前調整を行う際に、後述する「飛行の経路図」を添付してください。

事前調整の段階では、「関係機関と調整予定」等入力のうえ、次に進んでください。(入力項目必須)

関係機関との事前調整結果を当該欄に追記修正のうえ、空港事務所あて飛行申請を提出してください。

■申請書作成(1/4)飛行概要入力画面

◆「150m以上の高さの空域」の申請をする場合
《空域を管轄する関係機関》欄を記載してください。

◆「空港周辺」の申請をする場合
《空域を管轄する関係機関》及び《空港設置管理者等》欄を記載してください。

◆上記2つ(150m以上・空港周辺)の申請をしない場合
当欄には何も記入しないでください。

◆①「30m未満の距離」、③「夜間の飛行」、④「目視外での飛行」について、申請される場合の【飛行理由】は、《飛行目的と同じ》を選択してください。

◆夜間操縦訓練、目視外操縦訓練のための申請を実施する場合は、③・④については《操縦訓練のため》を選択してください。

※飛行理由《操縦訓練のため》を選択する場合は
「飛行訓練のため」の申請に限定されます。

飛行訓練のための飛行申請は、業務飛行申請・趣味飛行申請等と同時に申請はできませんのでご注意ください。

◆⑥「物件投下」を選択した場合は、飛行理由は、「その他」を選択し、何の目的で何を投下するのか具体的に記載してください。

◆農業散布作業を実施する場合は、⑤「危険物の輸送」・⑥「物件投下」の申請が必要です。

農業散布作業を実施する場合の「危険物の輸送」「物件投下」の飛行理由は《農業散布のため》を選択してください。

■申請書作成(1/4)飛行概要入力画面



「特定の場所・経路で飛行する」
を選択してください。

◆開始日が申請日より過去の日付になっていないかよくご確認ください。

※飛行開始日は相当の余裕をもって設定してください。
※『飛行開始予定日の少なくとも10開庁日前(土日祝日を除く)』までに申請の提出をお願いしております。

(飛行開始予定日の10開庁日前までに『不備等がない状態の申請書』の提出が必要です。)

申請書に修正点がありますと、審査作業に相応の時間がかかるおそれがあり、ご希望の飛行開始予定日までに許可がない可能性がありますのでご注意ください。

※飛行開始日が1年前の日付になってしまっている申請が多々見受けられますので、飛行開始日設定の際はご注意ください。

◆催し場所上空の飛行の場合は具体的な飛行時間を記入してください

※本欄は、《催し場所上空の飛行申請》を実施する場合に使用する欄です。

《催し場所上空の飛行申請》を実施しない場合は、当欄には何も記載しないでください。

経路を特定しない申請

申請書情報管理 / 申請書作成 (2 / 4) 飛行詳細入力

飛行の詳細(飛行の経路、場所等)を正しく入力して下さい。
飛行を予定している経路にのしもの飛行範囲を地图上に記載して下さい。
※詳しい情報は下記ページを参照

飛行の経路を特定しない申請(飛行範囲のみ)

日本全国 都道府県 その他

都道府県を選択した場合は、該当する都道府県を選択して下さい。
(地方自治体単位で申請をする場合、選択した都道府県の都庁所在地を申請先として選択して下さい。
また、同様の登録に際する場合は、申請書の住所を登録する地方自治体を選択して下さい。)

東京都庁管轄

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	岐阜県

大阪府庁管轄

福井県	石川県	福井県	岐阜県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県
高知県	福岡県	佐賀県	長門県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	

その他都道府県を選択した場合は下記欄に飛行範囲を記載して下さい。

特定の場所や条件でのみ飛行させる場合は、その場所や条件を記載して下さい。(例: 田舎上空のみ飛行)

■申請書作成(2/4)飛行詳細入力画面

◆「その他」を選択した場合の飛行範囲は、『都道府県名』から記載して下さい。
《例: ●●県○○市》
※(「全域」「付近」等の用語は必要ございません)

◆《特定の場所や条件でのみ飛行させる場合》欄については、基本的に何も記載する必要はございません。
※この欄は飛行場所に特定の条件を付する際に記載する欄です。飛行の際の安全体制を記載する欄ではございません。

◆飛行の経路(飛行の場所)の住所は、すべての飛行範囲について具体的に記載して下さい。
(「丁目、字又は番地」まで)

◆飛行の経路(飛行の場所)欄には、『住所のみ』を記載して下さい。
※「郵便番号」「施設名」「公園名」等の記載は必要ありません。

経路を特定した申請

4. (1) 飛行を予定している場所はどこですか?

都道府県市区町村名等を記載して下さい。
なお、日本全国や都道府県単位(「○○県」、「○○県及び○○県」等)で申請を行う場合は、特定の場所・経路で飛行しない申請となりますので、前画面に戻り「4. 飛行する場所はどこですか?」の選択を変更して下さい。

東京都千代田区麹町2-1-3、東京都千代田区九段南1-1-15

地図を作成して下さい。(最大5件)

No	飛行経路名称		
1	飛行範囲1(麹町)	参照	削除
2	飛行範囲2(九段南)	参照	削除
3		参照	削除

◆【参照】をクリックすることで、作図画面に移行します。
「飛行範囲」「補助者の配置」等について、詳細に作図して下さい。

◆作図画面において「登録する」ボタンをクリックした時点で表示されている内容が、そのまま画像として保存され、申請に添付されます。
必ず描画した飛行範囲等が全て画面上に表示されていることを確認した上で登録して下さい。
※システムに『画像』として保存されるため、適切な縮尺(飛行範囲の詳細がわかる縮尺)にて登録して下さい。

MAPの入力を終えたら、申請先「空港事務所」を選択します。

4. (1) 飛行を予定している場所はどこですか？

都道府県市区町村名等を記載してください。

なお、日本全国や都道府県単位（「〇〇県」、「〇〇県及び〇〇県」等）で申請を行う場合は、特定の場所・経路で飛行しない申請となりますので、前画面に戻り「4. 飛行する場所はどこですか？」の選択を変更してください。

地図を作成してください。（最大5件）

No	飛行経路名称		
1	<input type="text"/>	<input type="button" value="参照"/>	<input type="button" value="削除"/>
2	<input type="text"/>	<input type="button" value="参照"/>	<input type="button" value="削除"/>
3	<input type="text"/>	<input type="button" value="参照"/>	<input type="button" value="削除"/>
4	<input type="text"/>	<input type="button" value="参照"/>	<input type="button" value="削除"/>
5	<input type="text"/>	<input type="button" value="参照"/>	<input type="button" value="削除"/>

5. 申請先はどこですか？

東京航空局 大阪航空局 空港事務所 国土交通省（本省）

If you select an airport office, select the airport office from the pull-down menu.

申請先を選択
「空港事務所」

次へ進む

申請書情報管理 / 申請書作成 (3 / 4) 機体・操縦者選択

6 機体を入力してください。

機体選択

7 操縦者を入力してください。

操縦者選択

8 使用する飛行マニュアルを選択してください。

航空機飛行マニュアルを使用
 民間団体等飛行マニュアルを使用
 その他のマニュアル

8 民間団体等飛行マニュアルを使用する場合は下記の内容を記載してください。(最大3件)

No.	No	民間団体等名称	飛行マニュアル名称	備考
1	1			
	2			
	3			

8 (1) その他のマニュアルを選択している場合は下記の内容を確認してください。

航空機標準マニュアルと同等の水準ですか。

はい
 いいえ

「いいえ」を選択している場合は、該当箇所(頁次番号等)とその概要を記載してください。

No	その他マニュアル名称		
1		参照	削除

キャンセル

中断

一度**中断**をクリック

Copyright ©

中断をクリックすると「申請書の作成を中断しました。再度、申請書作成を開始する場合は申請書一覧より実施して下さい。」の共通メッセージが表示される。
→OKをクリック

マイページに戻り、申請書一覧をクリックしてください



メニューへ



共通業務 / メニュー

東京管制部 テスト がログインしています。

申請に必要な情報を準備する

申請を行う機体情報、操縦者情報を登録します。申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

⚙️ 無人航空機情報の登録・変更

👤 操縦者情報の登録・変更

申請書を作成する

申請書の作成を行います。新規に申請書を作成する場合は「申請書の作成」ボタンを、既に作成済または作成途中の申請書の情報を確認する場合は「申請書一覧」ボタンをそれぞれクリックしてください

✍️ 申請書の作成 (新規)

☰ 申請書一覧

📊 申請書の作成 (変更)

📄 申請書の作成 (更新)

📄 申請書の作成 (複製)

申請書一覧をクリック

飛行実績・事故情報を報告する

飛行実績の報告を行います。また、飛行中に事故等があった場合は事故情報の報告を行います。飛行実績の報告は「飛行実績の報告」ボタンを、事故情報の報告は「事故情報の報告」ボタンをそれぞれクリックしてください。

事前調整時のMAP取得について



メニュー

申請書情報管理 / 申請書一覧

申請済または作成中の申請書の一覧です。
許可書の取得や補正指示内容の確認、申請の取下げ等を行う場合は「照会編集」ボタンをクリックして下さい。

No.	申請番号	申請種別	申請内容	飛行目的	許可番号	申請状況	
1	A210900368	新規	東京航空局	空撮/趣味		作成中	照会編集 削除

詳細や、補正指示内容の確認、補正申請、申請の取下げ等が実施できます。
保存・印刷を行って下さい。

[補正内容確認](#)

[申請書編集](#)



先ほど中断をした申請書が表示されます。
照会編集をクリックします。

別添資料1 飛行経路
をクリックします。

Copyright© 2017, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

別添資料	
1	別添資料1 飛行経路
2	別添資料2 無人航空機の製造者、名称、重量等
3	別添資料3 無人航空機の運用限界等
4	別添資料4 無人航空機の追加基準への適合性
5	別添資料5 無人航空機を飛行させる者一覧
6	別添資料6 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性
7	
8	別添資料8 最大離陸重量25kg以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

[キャンセル](#)

[取り下げ](#)

別添資料確認（飛行経路）

別添資料 1

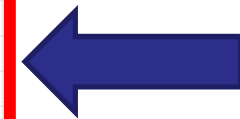
飛行の経路



登録したMAPに加えて、
下記に緯度と経度が表示されます。
この**緯度と経度**を示す資料を事前調整の際に、調整が必要な関係機関へ提示してください。

なお飛行申請手続きに関し、空域を管轄する関係機関の了解を得られていない空域・飛行高度での申請は認められません。
また、関係機関との事前調整後、空域・飛行高度の内容を変更する場合は改めて事前調整を行ったうえで、空港事務所に飛行申請を提出してください。

	緯度	経度
1	北緯35°49'40"	東経139°27'13"
	北緯35°49'16"	東経139°29'12"
	北緯35°48'12"	東経139°29'12"
	北緯35°48'14"	東経139°26'31"



閉じる

事前調整はメールでの問い合わせをお願いしております。

①名前、連絡先

②前ページで取得した緯度・経度

※画面を添付でもよいですし、メールにベタ打ちでも構いません。

③最高高度

※海拔からの高度（標高+地表からの高度）

以上3点をメールに記入し、関係機関あて送付してください。

事前申請時のMAP取得について



メニューへ



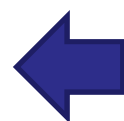
申請書情報管理 / 申請書詳細

申請内容、申請状況は以下の通りです。申請状況に応じて、許可書の取得や、補正指示内容の確認、補正申請、申請の取下げ等が実施できます。
また、申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行ってください。

受付番号	A210900368
申請状況	作成中

補正内容確認

申請書編集



事前調整を完了し、関係機関からの返答を得た場合は、このボタンより本申請を再開してください。
(関係機関との調整結果を追記修正のうえ、飛行申請をご提出ください。)

No.	申請書
1	様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
2	様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書
3	様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

No.	別添資料
1	別添資料1 飛行経路
2	別添資料2 無人航空機の製造者、名称、重量等
3	別添資料3 無人航空機の運用限界等
4	別添資料4 無人航空機の追加基準への適合性
5	別添資料5 無人航空機を飛行させる者一覧
6	別添資料6 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性
7	
8	別添資料8 最大離陸重量25kg以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

キャンセル

取り下げ